



みんなで守ろう みんなの笑顔



虐待は、児童だけでなく、高齢者や障がい者にも起こり得ます。私たち一人一人が虐待を身近な問題と捉え、虐待から守るために何ができるのか考えてみましょう。

子どもを守る 11月 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

令和4年度の虐待相談対応件数(全国)は、過去最多の21万9170件と発表されました。件数は年々増加しており、一人でも多くの子どもを守るためには、皆さんの協力が必要不可欠です。市では、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンとして、さまざまな取り組みを実施します。この機会に、子どもの「命」と「権利」、その未来を守るために何ができるのか考えてみましょう。



「児童虐待防止」というメッセージが込められています。

あなたが気付けるSOSがあります

子どもと
保護者のサイン

- 子どもに不自然な傷やあざがある。常に服装や体が不潔
- 親(保護者)が頻繁に子どもを置いて外出。病気やけがをしても受診しない
- 毎晩のように長時間、泣き声、怒鳴り声が聞こえる。子どもが外に出されている

オレンジリボン展示

とき 11月1日(水)～30日(木)
ところ 市役所 ロビー

街頭啓発

とき 11月1日(水)朝
ところ 尾張旭・旭前・印場駅のロータリー付近

オレンジ×パープル ライトアップ

それぞれのカラーに思いを込めて、ライトアップ

とき オレンジ／11月1日(水)～30日(木) (パープル期間を除く)
パープル／11月12日(日)～25日(土)

ところ スカイワードあさひ、地域消防防災施設ほんまる、保健福祉センター

パープルライトアップ

女性に対するあらゆる暴力の根絶を願うとともに、被害者に対して「あなたは一人ではない! 相談をしてください」というメッセージが込められています。

高齢者と障がい者を守る

どんな行為が虐待なの?

身体的虐待	暴行を加える。正当な理由なく身動きがとれない状態にする
性的虐待	無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使う。また、理由なく金銭を与えない

見逃さないで! 虐待のサイン

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 収入などがあることが明らかにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居や衣服などが非衛生的になっている
- 自宅から本人や家族などの悲鳴や怒鳴り声などが聞こえる
- 訪問しても会えない、家族が面会を嫌がる
- 無気力、諦め、投げやりな様子

相談窓口(匿名可、秘密厳守)

子どもの虐待 いちはやく
● 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(24時間対応)
● 保健福祉センター内子育て相談課 ☎53-6101

高齢者の虐待
● 市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143
● 保健福祉センター内地域包括支援センター ☎55-0654

障がい者の虐待
● 市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749
● 市障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280

